

Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

【発行元】 ASAKパートナーズ
 ASAK浅岡会計事務所
 ASAK佐々木不動産鑑定士事務所
 ASAK社会保険労務士事務所
 ASAK行政書士事務所
 ASAK財産コンサルティング(株)
 ASAKビジネスコンサルティング(株)

【発行日】 平成19年8月1日

買い物のポイント 発行時に負債計上へ！

日本経済新聞社の記事によると、世界約百カ国で利用されている国際会計基準を作る専門化組織は、小売企業などが顧客に対して発行する「ポイント」についての会計処理で初めて統一指針がまとめられました。顧客が利用するまでポイントに相当する金額を売上から除外し、負債として計上する方向です。各企業はサービス強化を狙ってポイント発行を競っており、統一指針を受け、日本もポイントに関する会計基準の整備を迫られる可能性が出てきています。



この統一指針が対象とするのは、企業が顧客に提供する商品やサービスの利用権のことで、スーパーマーケットやクレジットカード会社が発行するポイントや航空会社のマイレージも含まれています。今後国際会計基準理事会（IASB、本部ロンドン）の関連組織がまとめ、2008年7月頃に始まる決算期からの適用する予定です。

それによると、ポイントを品物やサービスと区分した上で、ポイント分を売上に計上することは認めないこととなります。

たとえば、家電量販店で顧客が10万円を支払い、品物のほかに、将来1000円の商品と交換できるポイントを受け取った場合、その時点で売上高として計上できるのは9万9000円となるのです。つまり、ポイント相当分の1000円は売上高ではなく、負債に計上することになるのです。

未使用のポイントについては、一定期間が過ぎて顧客が利用する可能性がないと判断されれば、その時点で売上計上が認められるようです。

日本における今後の対応について

日本でも、多くの大企業が日本独自の会計基準である企業会計原則等に則ってポイントを会計処理していますが、今回の国際会計基準はそれらの企業にとってより厳しいものです。

発行ポイントの会計処理

- < 日本 > 一定期ごとに負債計上など。相手科目は費用（宣伝費等）も可。
- < 世界 > 負債計上。相手科目は売上除外（値引き？）

負債に計上する金額

- < 日本 > ポイント発行額のうち利用見込み分
- < 世界 > ポイント発行額の全て

利用ポイントの会計処理

- < 日本 > 利用時に値引き、または費用化。一定期の負債の洗い替えなど
- < 世界 > 利用時に売上計上



CONTENTS

買い物のポイント	
発行時に負債計上へ!.....	P.1
ASAK経営実践セミナーの	
ご案内.....	P.2
下請法ガイドブックが	
公表されています!.....	P.2
日本は「長寿企業大国」.....	P.3
投資信託最新情報～資産分散	
ファンドの市場拡大.....	P.4
改正「パートタイム労働法」.....	P.5
職場のトラブルQ&A.....	P.6
ケータイ留守電術.....	P.7
8月度の税務スケジュール.....	P.7
今月の名言録.....	P.8
無料相談会実施中!.....	P.8

もし、この国際会計基準が日本でも導入されれば、ポイント還元率の高い家電量販店などでは、おそらく巨額の負債を計上しなければならなくなります。当然、利益への影響額は深刻ですし、販売システムや会計システムにも変更が必要になります。

日本には独自の企業会計原則等があるため、今回の国際会計基準がすぐ適用されるということはありません。しかし、経済のグローバル化の中で国際会計基準との差異を指摘されることが多い昨今において、いつまで独自路線を継続できるかは未知数です。少し心構えをしておいた方が良いでしょう。

ASAK 経営実践セミナーのご案内

～ これで融資も大丈夫！金融機関との交渉術を徹底解説 ～

企業経営を行う上で金融機関を通しての間接金融は、不可欠な存在です。昨今では、資金調達手段も多様化し、直接金融による場合も増えてきていますが、まだまだ少数派です。そこで今回は、金融機関からみた場合の「企業のチェックポイント」やその対処方法について解説したいと思います。

現在、お付き合いのある方もない方も、参考にさせていただきたい内容満載です。是非ご参加ください。

【予定している主な内容】

- ・好印象を与える決算書とは？（同じ業績でも数段アップさせる方法）
- ・決算書だけでなく、補足資料も加えて会社をアピールする方法
- ・金融機関はあなたの会社のどこをみているのか？
- ・銀行マンから聞いた効果的な「交渉のテクニック」とは？ など

当日の構成上、余儀なく詳細な内容に関しては変更がございますのでご了承ください

日時 9月12日(水) 18:30～20:30

講師 ASAK 浅岡会計事務所

所長 浅岡 和彦

場所 名古屋都市センター(金山) 14階 第1会議室

会費 3,000円

定員 20名 人数限定のためお早めにお申し込みください。

申込 9月7日(金)までに当事務所へメールまたはお電話でお申し込みください。

e-mail: info@asaoka-kaikei.com tel: 052-331-0135・0145



下請法ガイドブックが公表されています！

公正取引委員会と中小企業庁が共同で「ポイント解説 下請法」というガイドブックを作成し、インターネットなどで配布しています。同ガイドブックでは、下請法について事例をまじえて分かりやすく解説するとともに、「支払期日を定めましょう」「発注内容を書面にして交付しましょう」「取引記録を書類として作成し保存しましょう」等の対策（親会社の義務）も呼びかけています。

下請法（下請代金支払遅延等防止法）とは、親事業者が下請事業者に対し、その優越的な地位を濫用し、以下のような行為をすることを禁止する法律です。

- (1). 下請代金を買い叩いたり、不当に減額すること
- (2). 代金の支払いを60日以内に支払わないこと
- (3). 下請け業者に責任が無いのに発注した物品等を受領しなかったり、返品すること
- (4). 下請け業者に責任が無いのに発注の取消しや内容の変更、やり直しをさせること
- (5). 物品や役務の購入を強制すること
- (6). 現金やサービス、その他の経済的な利益を提供させること
- (7). 割引困難な手形を交付すること

これらの禁止行為を親会社が行った場合、公正取引委員会の勧告と同時に社名が公表されます。公開された社名はヤフー

などのインターネット検索エンジンにも登録されてしまいますから、自社名をインターネットで検索すると公正取引委員会のページが表示されるという不名誉なことになるのです。また下請法では、親会社の違反行為を下請け会社が告発等した場合の報復措置も禁止しています。ところで下請法というと、大企業を対象とした法律と思われがちですが、中小企業でも資本金が1千万円を超え、資本金1千万円以下の企業や個人事業者に外注していれば親事業者になってしまうのです。下請法における被害者にならないようにするのはもちろん、加害者とならないようにも注意することが必要なのです。

<参考> http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/070713shitaukedaikin_guide.htm

日本は「長寿企業大国」



<創業200年以上の企業数>

今から200年前と言えば、どんな時代であったかご存じですか？日本は江戸後期、中国は清の時代、アメリカでは奴隷貿易が禁止され、ヨーロッパではナポレオンがフランス皇帝になった頃です。当時創業して現在まで生き残っている企業が日本では3000社もあるのです。これは、中国の9社、アメリカの14社、オランダの200社、ドイツの800社を大きく引き離しています。さらに付け加えるなら、500年を超える企業は17社、1000年を超える企業は5社あり健在とのこと。以前にNHKで紹介されましたが、大阪の「金剛組」は、創業がなんと飛鳥時代の578年で、「世界最古の企業」と言われています。しかし一方で、一時代を築いた有名企業が見る影もなく傾き、M&Aの攻勢でなじみ深い企業名が次々と書き換えられ、華々しく登場したベンチャー企業があえなく消えていく現実を目の当たりにすることが多いのも事実です。

<長寿企業の家訓>

多くの長寿企業には、大切に継承され、厳しく守り継がれてきた「家訓」がありますが、三つの共通点がみられます。

「本業を大事にする」

慣れぬ事に手を出しても競争力は持てない。得意なことに専心すべしと言う意味はご存じの通りですが、アメリカ発の考え方として「コアコンピタンス」(自社の優位性)を重視する経営が盛んに注目されるようになりましたが、日本の老舗企業にはずいぶん昔からそうした企業哲学が根付いていました。

「無駄を大事にする」

浪費のすすめではありません。企業が不要なコストを削ろうとするのは当然のことですが、そこで陥りがちなのが「削りすぎてしまう」事であるという意味です。ぜい肉を落として筋肉質に鍛え上げた体も、万が一環境が一変して食糧難に陥れば生き延びるのは難しいのではないのでしょうか？企業も短期的なスパンで経営方針を優先させ、目先の収益や効率に偏りすぎると、5年、10年といった長期の成長戦略を描くことは困難になり、新しいものを生み出す力も失われてしまうと思われま。

「トラブルを大事にする」

皆さんもよく知っている「花王」という企業は、お客からのクレームに対応する部署をとて重視しています。クレーム処理の担当者は、商品開発やマーケティングの会議にも参加し消費者の生の声を反映させているそうです。問題点が見つかったときこそ、さらに飛躍するチャンスととらえ「少しずつでも常に改良を続ける精神」が根付いていれば、「売れているからそのまま十分」という慢心はなく本当の強さが生まれていくのではないのでしょうか。

<企業の社会的責任>

長寿企業の家訓の共通点をご紹介しましたが、近江商人の「三方よし」という経営理念の中に最近脚光を浴びています「CSR(企業の社会的責任)」がすでに具現化されています。「三方よし」とは「売り手よし、買い手よし、世間よし」を意味し、売り手と買い手だけでなくその取引が社会全体の利益につながるものでなければ商売は長続きしないという教えです。「自分の会社が儲かりさえすればいい、自社の時価総額さえ上がればそれでよい・・・」そんな姿勢で「世間よし」を軽んじた企業が暴走してしまった例を近年数多く目にしてきました。暴走する企業と、そうでない企業の差は何でしょうか？

「企業は社会に貢献することによって存在意義が生じる。法人も社会のよき構成員として行動することが大切で、社会に貢献できない企業は存在価値がない」ある大手企業の会長の言葉です。

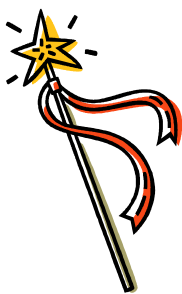
<バランスのとれた経営>

長寿企業の経営者たちは「魔法の杖」を持っているわけではありません。そもそも「常にうまくいく経営手法」などなく、社会や経済の環境が変われば、それまでもはやされていた手法が一転してうまくいかなくなることはよくあります。名経営者と呼ばれた社長が業績悪化で退陣を余儀なくされたりする姿もたくさん見てきています。老舗企業にしても時に失敗をしながら乗り越えてきたのです。

時代に合わせて社業を拡大することと本業を守る力、そのバランスこそが大切なのではないのでしょうか。

雑誌「PC21 9月号」連載「幸田真音の数字の裏側」より

*「コアコンピタンス」・・・顧客に対して価値提供する企業内部の一連のスキルや技術の中で、他社がまねできない、その企業ならではの力。競合他社に対しては、経営戦略上の根源的競争力につながるものであり、他社との提携などの際に相手に与える影響力や業界イニシアティブの強弱のキーともなる。



投資信託最新情報 ~ 資産分散ファンドの市場拡大

バランス型ファンドの純資産総額は約11兆円にも上り(追加型投資信託全体の約2割)、なかでも株式、債券、REITを固定比率で運用する資産分散ファンドの純資産額が急拡大しています。

今年に入りその規模はついに4兆円を超え、その後も急激な資金流入がみられ直近では約7兆円規模まで達しています。

個別ファンドでは、その金額の大きさには差があり、純資産額の大きなファンドに資金が流入する傾向が続いています。近年、米国市場を中心とした世界経済の拡大や持続的な円安傾向の影響で、特に外国株式型ファンドの中にはリターンの高いものが目立っています。しかし、米国のサブプライムローン問題により景気失速懸念も強まっており、景気後退まで行かなくとも頭打ちになれば、米国株式のウェイトが高いファンドは打撃を免れないでしょう。

債券型ファンドは低迷する傾向にあります。景気循環の過程で長期的に投資リスクを分散させるためには、株式型・債券型いずれかに特化させるのではなく、うまく両者の投資配分を保持することが重要と思われます。



資産分散ファンド選択のポイント

バランス型ファンドは、自分のリスクに合った資産の組み合わせを維持するファンドです。自分のリスク許容度をしっかり把握し、それに見合った資産配分のファンドを探すことが重要です。そのためには組み合わせる資産の数、株式と債券の比率、外国証券の比率、分配回数などをチェックしましょう。

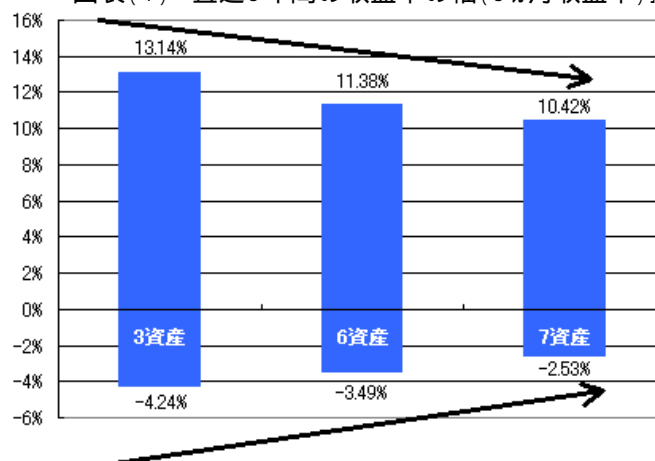
一般的に、組み合わせる資産の数が増えればその値動きは小さくなります。また、株式のウェイトが大きければリスクリターンも高くなります。そのほか、為替リスクを取れるかどうか、分配金は必要かどうか(必要でないなら分配回数が少ない方が投資効率は高い)も注意したい点です。

また、既に保有中のファンドがある場合は、そのファンドと相関性の低い資産のウェイトが高いファンド、もしくは保有するファンドと投資対象が異なる資産に投資するファンドを選択することも重要となります。

例えば、既に高配当株ファンドや新興国株ファンドを保有している場合には、株式投資対象がグロースや先進国の株式比率の高いものを選択するのも良いでしょう。



図表(1)「直近3年間の収益率の幅(3ヵ月収益率)」



注記

- ・3資産は外国株式・債券・REIT、6資産は国内外の株式・債券・REIT、7資産は6資産に商品を加えて均等投資。
- ・直近3年間における3ヵ月リターンの最高値と最低値を表したものの、長いほど基準価額のブレが大きい。
- ・日本株はTOPIX、外国株式はMSCIコクサイ(円ベース)、国内債券はNomura-BPI総合、外国債券はシティ・グループ、世界国債(円ベース)、国内REITは東証REIT指数、外国REITはS&Pシティ・グループREIT指数(円ベース)を利用。Bloombergから取得してモーニングスターが作成。

図表(2)「主な資産分散型ファンドの運用実績」

ファンド名	運用会社	設定日	基準価額 (7/27)	騰落率(%)			純資産 残高
				3ヵ月	6ヵ月	1年	
財産3分法 ファンド	日興アセット	2003年 8.5	12,738円	1.1	7.7	21.6	13,110億円
りそな・世界資産 分散ファンド	大和投信	2005年 11.18	9,577円	5.9	6.7	27.1	6,524億円
グローバル 3資産ファンド	三井住友 アセット	2005年 9.30	10,505円	6.6	8.1	30.9	3,314億円
SG資産分散 ファンド	ソシエテジェネ ラルアセット	2006年 9.29	10,758円	5.5	7.9	-	58億円

改正「パートタイム労働法」



平成19年改正パートタイム労働法が、平成19年5月に成立し、一部を除き平成20年より施行されることとなりました。

平成19年改正パートタイム労働法は、少子高齢化、労働力人口減少社会において、短時間労働者がある有する能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するため、短時間労働者の納得性の向上、通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保、通常の労働者への転換の推進を図る等のためとしています。

その内容につきまして、簡単にご紹介します。

1 労働条件の文書交付・説明義務

- ・短時間労働者の雇入れ時には、労働基準法の義務に加え、昇給、退職手当、賞与の有無についても文書の交付等による明示を義務化。 違反の場合は、過料(10万円)
- ・待遇の決定に当たって配慮した事項の説明(義務化)。

2 均衡ある待遇の確保の促進

(1) 通常の労働者と同視すべき短時間労働者

- ・職務(仕事内容及び責任)が通常の労働者と同じ
- ・人材活用の仕組み(人事異動の有無及び範囲)が全期間を通じて通常の労働者と同じ
- ・期間が無期はまたは反復更新により無期と同じ

短時間労働者であることを理由とする差別的取扱いの禁止

賃金・・・基本給、賞与、役付手当、退職金、家族手当、通勤手当等

教育訓練・・・職務遂行に必要な能力を付与するもの

福利厚生・・・健康の保持または業務の円滑な遂行に資する施設の利用、慶弔見舞金の支給、社宅の貸与等

(2) その他の短時間労働者

通常の労働者との均衡を考慮した対応(努力義務)

賃金・・・基本給、賞与、役付手当等

教育訓練・・・職務遂行に必要な能力を付与するもの

福利厚生・・・健康の保持または業務の円滑な遂行に資する施設の利用

3 通常の労働者への転換

正社員への転換促進策として、正社員の募集情報を伝えて応募機会を与えること、試験制度の創設、教育訓練への援助のいずれかの措置を講じなければならない(義務)。

4 苦情処理・紛争解決援助

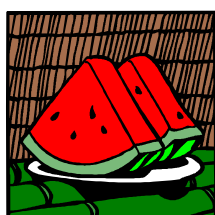
事業主は、苦情の自主的な解決を図るよう努めることとする。

紛争解決援助の仕組みとして、都道府県労働局長による助言、指導、勧告、紛争調停委員会による調停の対象とする。

対象となる苦情・紛争:事業主が措置しなければならない事項

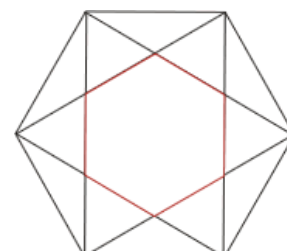
労働条件の明示、差別的取り扱い、教育訓練、福利厚生施設、通常の労働者への転換、待遇の説明に関する事項

頭の体操



右の図で、外側の正六角形の面積は、内側の正六角形の面積の何倍ですか。

(海城中学校)
(日能研HPより)



回答はP.7の下部にあります

職場のトラブルQ & A



～退職間際の有給休暇取得～

- [Q] 1ヶ月後に退職する従業員から残った年次有給休暇の20日をまとめて請求されました。しかし、残務処理や事務引継のため出勤を命じ、残りの年次有給休暇を買い上げようと思いますが、問題ないでしょうか。
- [A] 使用者には年次有給休暇を取る時季を変更することができる「時季変更権」が与えられていますが、設問の従業員に対しては時季変更権を行使する余地はないので、法律的には年次有給休暇を認めなくてはなりません。使用者として残務処理や事務引継が不十分で経営上支障が出るような場合は、その実情を従業員に十分に説明し、残った年次有給休暇の一部について、取得を見合わせるよう協力を要請していくことになると思われます。年次有給休暇の買い上げは、従業員の心身の休養や活力の養成を図るという年次有給休暇制度の趣旨に反するため、原則として認められません。しかし、従業員が退職する際に残した年次有給休暇の未行使分を買い上げるとは、退職後には年次有給休暇の権利を行使することができないので、差し支えないものと思われず。

年次有給休暇は、その制度の趣旨から、金銭の支給によって代替するということが本質的にできない性格のものです。したがって、使用者が年次有給休暇の買い上げを予約し、労働者に労働基準法第39条に基づく日数を付与しないのは、違法となります。また、休暇権の放棄契約を労使間で結ぶことも無効です。

ただし、労働者が休暇権を行使せず、その後時効(2年間)等の理由でこれが消滅するような場合、残日数に応じて調整的に金銭の給付をすることは、事前の買い上げと異なるので、労働基準法第39条違反とはなりません。

また、労働者の事情から、年次有給休暇権の行使が行われないうまま退職に至り、残余の年次有給休暇について、これを恩恵的に買い上げたとしても同様です。

しかし、結果的に、年次有給休暇の取得を抑制する効果をもつようになることは、好ましくないと言わざるを得ないでしょう。

なお、法定日数を超えて、会社が独自に付与している有給休暇日数部分については、買い上げても違反とはなりません。

(福井県労働委員会HPより抜粋)



One Point

非常食は購入時に消耗品費として処理できる！

10月より「緊急地震速報」が一般向けに運用されます。これは、地震の初期微動を捉えて、各地毎の地震の到達時間や震度を予測し、数秒後にその情報を伝達する仕組みで、既に建設や鉄道など一部事業者には先行提供され、その情報をもとにした防災対策等が講じられています。

この「緊急地震速報」が一般に運用されることになるのですが、一般家庭に情報が直接届くということではなく、テレビやラジオ、携帯電話を通じて「地域に、秒後に、震度 の地震がある」と伝えられることになるそうです。

ところで、大手企業などでは地震などの大規模災害に備えて、全社員が社内で長期間生活できるだけの非常食を用意しておくところが多いようです。また、中小企業でも社員のために、缶詰や水など当座の非常食を備蓄してあるところは少なくありません。

しかし、非常食については、数年間から数十年といった長期間の消費期限を有するものが多く、結果として保管期間が数年に渡るようになることから、税務処理の仕方に迷う場合があります。

通常、販売や業務をするために必要な道具・物品のうち、未使用の状態では保管してあるものは「貯蔵品」として扱います。貯蔵品として処理する場合、法人税では実際に事業の用に供した場合、つまり、道具や物品を使用、消費等した時点で損金に算入することになっています。ただし、消費税ではたとえ貯蔵品であっても購入時の仕入れ税額控除が認められていますので、購入時に費用処理した後、期末等において未使用保管分を貯蔵品に資産計上する方法が一般的です。

一見、非常食もこの貯蔵品と性格が似ていますが、実は購入時の損金参入が認められているのです。それは、非常食は消費することではなく、備蓄すること自体が目的であり、備蓄した時点で事業の用に供したといえるからです。

さらに、非常食は食料品であり、一般に食料品は消耗品と扱われるため減価償却資産や繰延資産としても扱われません。

従って、非常食を購入した場合は、購入時に消耗品費として処理をすることができるのです。

ちなみに、消費期限が迫ってきた非常食は新しい非常食と入れ替えることにはなりますが、特に中小企業などでは「捨てるよりは」と古い非常食を社員に配っているケースがあります。この場合、一部の社員にのみ大量に配付したり、まだ十分に消費期限の残っている非常食を配付した場合、その非常食が現物給与と認定される恐れがありますのでご注意ください。



ケータイ留守電術

仕事相手の携帯電話にかけたら留守番電話に切り替わることがあると思います。では、時間制限のある留守番電話にどのようにメッセージを残せばビジネスの前進につながりやすいのでしょうか。
そこで、メッセージの残し方の一例をご紹介します。

【こんなメッセージ残していませんか】

「えっと、あれ？これって さんの携帯ですよね。例の件頼みますよ。B社さんは* * 円でいいって。A社さんはどうですか。ひとつよろしくおねがい…ピー(終了)」
「ああ、さっきの件ですけ…(ゴーンと急行列車が通る音がして聞こえない)」

➡ ここがダメ

- × 慌てていて名乗らない
- × だらだら話して用件がわかりにくい
- × 頼み事をすべて留守電で済ませようとしている
- × 背後がうるさい
- × 長いメッセージを何度も小分けにして入れている
- × 取引先の機密情報を話している

【改善すると…】

「 さま、C社の です。 の件でご連絡しました。一点ご相談したいことがあります。お手数ですがお電話いただけますでしょうか。以上です。よろしくお願いします。」



➡ ここが合格

一文を短く簡潔に。要点を押さえる 何を話すか頭を整理してからかける

(こちらは090・1234・x x x xです。メッセージをどうぞ)
「C社の です。 の件でメールを送ります。またお電話させていただきます。」

➡ ここが合格

本人の声ではない自動応答で相手を確認できないときは、間違いを避けるため用件の詳細を控える
メールなどほかの連絡手段と組み合わせる
頼み事をするときは 折り返しの電話を頼まずこちらからかけ直す

通常の電話に比べ、一方的に話す留守番電話ではわかりやすく要件を話すことは当然のことですが、その他に注意すべき点としては、 場所に気を配る、 詳しいことは不用意に残さない(個人情報の問題)などがあげられます。

(参考:日本経済新聞)

8月度の税務スケジュール

内 容	期 限
7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 8月10日(金)
6月決算法人の確定申告	申告期限 8月31日(金)
3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 8月31日(金)
12月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 8月31日(金)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 8月31日(金)
消費税の年税額が400万円超の3月・9月・12月決算法人の3月ごとの中間申告	申告期限 8月31日(金)
消費税の年税額が4,800万円超の6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 8月31日(金)
個人事業税の納付(第1期分)	納 期 限 8月中において各都道府県の条例で定める日
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)	納 期 限 8月中において市町村の条例で定める日
労働保険料の納付(第2期)	納 期 限 8月31日(金)

「頭の体操」の回答 3倍

今月の名言録

積み重ね

花は一瞬にして咲かない。大木も一瞬にしては大きくならない。
 一日一夜の積み重ねの上に、その栄光を示すのである。
 私はそういうタイプのものが好きである。
 宗教家には一瞬にして開眼し、開悟し、回心する人がある。
 そういう生き方を強調賛美する。
 わたしはそういうタイプや信仰を好まない。これはわたしが鈍物鈍才だからであろう。
 何れにしても東洋では努力精進を尊ぶ。
 東洋の諸芸は小さい時からたたきあげた技や芸の心を大切にしている。
 苦勞に苦勞を重ねた挙句達したその人独自の世界を賛美する。
 わたしはそれがほんものではなからうかと思う。
 一瞬にして変わったものは、また一瞬にして変化する。

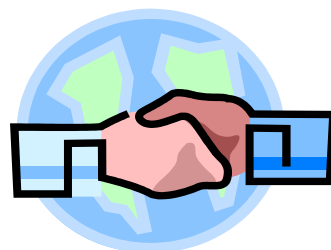


(「坂村真民一日一言」坂村真民著 致知出版社刊より抜粋)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
 不動産鑑定士
 社会保険労務士

浅岡 和彦
 佐々木 勝己
 近藤 裕美

